

2025(令和 7)年度
自己点検・評価報告書

2026(令和 8)年 10 月
学校法人日本社会事業大学

2026(令和 8)年 10 月

2025(令和 7)年度 自己点検・評価報告書について

学校法人日本社会事業大学
自己点検・評価検討委員会
委員長 横 山 彰
(日本社会事業大学学長)

本報告書は、日本社会事業大学学則第1条の2「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動、組織運営及び施設整備(中略)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」に基づき、2025(令和 7)年度における学生の受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境の状況について全学的に自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめ、公表するものである。

毎年度、本学が自己点検・評価報告書を作成し、公表することの意義は、本学における「内部質保証」を継続的に実施し、優れた成果を確りと確認しつつも、然るべき改善と対応措置を行うことで、本学の社会的使命をより良く果たすことにある。

したがって、本報告書に記載されている「1. 自己点検・評価の結果確認された事項」、とりわけ「優れた成果が認められた事項」と「改善を要する事項」について組織横断的に情報共有したうえで、「改善を要する事項」については、その改善・向上策に係る「2. 対応措置」を全学的に検討したうえで実施することが重要になる。

さらに、自己点検・評価の結果確認された事項の「①基準を満たしているか否か」の項目に「前年度報告書の『2. 対応措置』に対する当該年度の対応状況」を記載することで、PDCA サイクルに即した対応を明確にしている。

この自己点検・評価結果については、本委員会より理事長に報告し、理事長が本報告書の内容をホームページ等を通じて公表するとともに常務理事会にも報告し、毎年度の事業計画の策定や中期計画の見直し等に活用することによって、本学の教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の質の保証を行うとともに絶えず改善・向上に取り組むことで、学則に定める本学の目的及び社会的使命の達成に資することを願う次第である。また、本報告書が、日本社会事業大学の取り組みについてご理解いただく一助となれば幸いである。

【 目 次 】

I 社会福祉学部		P 1
II 社会福祉学研究科		P16
III 福祉マネジメント研究科		P27
IV 施設設備等(共通)		P37
V 参考資料		P49

I 社会福祉学部

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】 学生受入方針が明確に定められていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】 学生の受入が適切に実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-3】 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2024(R6)年度自己点検・評価報告書では、『対応措置』として、 2025(R7)年度入試より実施の学校推薦型選抜入試(指定校推薦)について、公募推薦と指定校推薦を合わせて募集定員が設定されているが、特に指定校推薦の応募者がこれらの定員を大幅に超過した場合について、 2026(R8)年度入試の応募状況を見極めつつ、アドミッション・ポリシーに沿って入試委員会で対応の検討を挙げていた。 これに対して、指定校推薦実施の二年目を迎え、指定を264校から2013校に大幅に拡大し、重点指定校も69校から72校に拡大したところ、志願者及び入学者は昨年度に引き続き同程度の人数となり入学者確保に大きく寄与したものの、募集定員を大幅に超過することはなかった。
②優れた成果が認められた事項	2023(R5)年度から逐次実施してきた総合型選抜入試や指定校推薦選抜入試制度の導入に続き、2025(R7)年度より新たに共通テスト利用選抜に後期日程を追加するとともに、これに合わせて指定校推薦実施の二年目を迎え指定を大幅に拡大し、重点指定校も拡大した。また、全国の高校進路指導部を対象にした本学の教育内容や入試制度を紹介する説明会を対面とオンラインを併用する形式で1回を実施した。 また、オープンキャンパスの充実、学部教員による高校訪問の拡充、いわゆる「赤本」(入学試験過去問題集)の指定高校への配布、受験生向けの国語試験対策講座の開催など、受験生・保護者向けの広報活動を強化するとともに、入試合格者へ向けた学長からのメッセージの発信を行った。その結果、総合型選抜と推薦選抜を合わせた「年内入試」の志願者及び入学者は昨年度に引き続き同程度の人数となり入学者確保に大きく寄与し、年明けの一般選抜、共通テスト利用選抜では昨年度と同様に例年よりも受験生が減少したが一般選抜の入学者が増加したため、入学者総数は昨年

②優れた成果が認められた事項	度の153人から170人へと増加し定員の160人を上回る結果となった。
③改善を要する事項	特になし
④特記事項	【分析項目5-2-2】 アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証し、その結果を入学者選抜の改善に役立てるために、例年5月に学部新入生アンケート調査を実施している。その結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜できているかを検証した。 2025(R7)年度の学部新入生アンケート調査では、高校時代の学習の経験を尋ねた質問において、「自分から先生に質問や相談に行く」と回答した者は64.7%、「生徒同士でディスカッションを行う」と回答した者は61.2%、「複数名の生徒で一つの課題に取り組む」と回答した者は59.7%、「自分で設定したテーマについて学習する」と回答した者は49.6%という結果であった。これらにより、本学がアドミッション・ポリシーにおいて入学前までに修得すべき能力としている「コミュニケーションにおいて他者を尊重し、コミュニケーション能力を高めようとする意欲がある」「生活課題と社会問題に関心があり、課題解決に向けて取り組む意欲がある」との要件に、半数以上の学生が当てはまっていると考えられる。 また、進学や受験の理由を尋ねた質問についても、「自分に適した入試制度がある」という項目に対して、回答者139名中の約半数の学生が「本学を選んだ大きな理由になった」と回答している。 これらの結果から、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われていると考える。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
学校推薦型選抜入試については、2026(R8)年度入試の応募状況においても定員を大幅に超過することはなかったが、公募推薦と指定校推薦を合わせて募集定員が設定されていることは変わらないため、内訳を定めないとしても、特に指定校推薦の応募者がこれらの定員を大幅に超過した場合についての対応は整備が求められる。2027(R9)年度入試の応募状況を見極めつつ、アドミッション・ポリシーに沿って入試委員会で対応を検討し、学部教授会にて審議する。	

Ⅱ 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6-1】 学位授与方針が具体的かつ明確であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-2】 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-3】 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-4】 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-5】 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-6】 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-7】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-8】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 【分析項目6-6-3】 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ・社会福祉士実習教育センターを中心に、演習、実習指導の成績評価基準を検討したが教授会で確認するまでには至っていない。

①基準を満たしているか否か	【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること ・FD 協議会において、3 ポリシーの見直しを行い、特にカリキュラムポリシーについて検討した(2025(R7)年 11 月・12 月、2026(R8)年 3 月)。 【分析項目2-4-4】 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること ・FD 協議会において、教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を取り上げた(2026(R8)年 3 月)。 【分析項目6-8-5】 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的および学位授与方針に則した学習成果が得られていること ・卒業生の就職先の職員等から意見聴取を行った。近年、卒業生を多く採用している 4 法人を対象とした。意見聴取の内容は、就職時に必要な知識や技術を習得していたか、就職後に必要な知識や技術の習得をしているかであった。基礎能力の高さ、高い倫理観と使命感、向上心、将来の中核的人材の素養ある学生として採用時に安心感があるとの意見であった。
②優れた成果が認められた事項	1. 国立看護大学校、明治薬科大学と本学の「三大学包括連携協定」(2014(H26)年 5 月包括連携協定調印)に基づく清瀬市内大学合同プログラム(多職種連携)」を継続実施し、学生の学びの機会を提供した。 2. 専門教育科目「アカデミックプランニングⅠ・Ⅱ」の評価指標を再検討し、学生の実態に合ったものに改善し、2026(R8)年度からの運用開始の準備を整えた。 3. 「入学前セミナー」は新入生の学力向上だけでなく、大学への帰属意識の形成と仲間作りを目的に加え、在校生との交流の機会を設けて実施し、対象者 119 名中 79 名の参加を得た(参加率:66.4%)。

③改善を要する事項	1. 2028(R10)年度開始予定の新カリキュラムの編成にあわせて、教育課程編成の方針、教育課程における教育・学習方法に関する方針、学習成果の評価の方針などの再検討、教育課程と学位授与方針との整合性の確立、教育課程の体系性の明確化などが課題となっている。 2. オンデマンド授業の導入について検討し、学生の学習機会(予習・復習)と多様な学び方(ビデオ学習・対面学習)の保障に取り組む必要がある。 3. シラバスの記載内容を組織的にチェックする体制を見直し、より適切な体制を構築する必要がある。 4. 成績評価の分布の点検を組織的に確認する体制を見直し、より適切な体制を構築する必要がある。 5. 社会福祉士資格取得に関する演習と実習を客観的に評価できる指標を作成する必要がある。 6. 学生による授業評価アンケート結果の運用について再検討し、より適切にアンケート結果を公開する方法を検討し、教員の授業改善を支援する体制と具体的な方法を明示する必要がある。 7. 「清瀬市内大学合同プログラム(多職種連携)」の安定的実施体制の確立を目指して、かつ教員の創意工夫を授業に反映できるように学内での実施体制を再構築する。 8. 新入生の学力向上と関係形成を目的とした「入学前セミナー」の実施回数及び実施内容を検討し、実施目的と実施方法との整合性をはかり、入学前セミナーの質の向上に取り組む。 9. 教員向けの授業実施に関する運用規定を再検討する。例えば、授業開始 30 分までに学生が教室にいない場合の対応など明文化し、教学マネジメントの改善に取り組む。
④特記事項	1. 学生による授業評価を実施し、各教員による授業改善に取り組んでいる。また、教務委員会で授業評価の内容の確認を行い、授業の質の維持・向上に努めている。 2. 授業の質の維持・改善を目指して、ファカルティ・ディベロップメント(FD)協議会を実施している。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	

以下の【分析項目6-2-1】、【分析項目6-2-2】、【分析項目6-3-1】の対応措置について、一般養教育科目については教養教育委員会が検討・作成し、専門教育科目については学科、社会福祉士実習教育センター運営委員会が検討・立案・提案し、教務委員会で審議・決定する。期間は2026(R8)年4月～2027(R9)年3月までとする。

【分析項目6-2-1】

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- ・2028(R10)年度の新カリキュラムの開講に向けた編成を行う。この際に、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示できるよう準備を進める。

【分析項目6-2-2】

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- ・2028(R10)年度の新カリキュラムの編成にあわせて、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有するように明確かつ具体的に明示できるよう準備を進める。

【分析項目6-3-1】

教育課程の編成が、体系性を有していること

- ・2028(R10)年度の新カリキュラムの編成においては、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されるように作成する。
- ・2028(R10)年度の新カリキュラムの編成においては、カリキュラム・マップの作成準備を行い、履修モデルが教育課程の体系性に対応するように作成する。

以下の【分析項目6-4-3】、【分析項目6-6-3】の対応措置について、オンデマンド授業に関する検討、シラバスの記載内容の組織的な確認体制の再検討、成績分布の組織的 point 検体制の再検討については、教務委員会が検討・立案・提案し、教務委員会で審議・決定する。期間は2026(R8)年4月～2027(R9)年3月までとする。また、社会福祉士の資格取得に必要な演習・実習科目の評価指標については、社会福祉士実習教育センター運営委員会が検討・立案・提案し、教務委員会で審議・決定し、その後、教授会で承認を得る。期間は2026(R8)年4月～2027(R9)年3月までとする。

【分析項目6-4-3】

適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

- ・教務委員会において、学習指導法のうち多様なメディアを活用できるように、オンデマンド授業の導入について検討し、学生の学習機会(予習・復習)と多様な学び方(ビデオ学習・対面学習)の保障に取り組む。
- ・シラバスの記載内容を、教務委員会を中心に学科、教養教育委員会、資格課程とが組織的にチェックする体制を再検討し、実施要項を作成する。

【分析項目6-6-3】

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- ・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検（審議）を組織的に実施する体制を再検討し、実施要項を作成する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について検討する。特に、社会福祉士実習教育センター運営委員会を中心に、演習、実習指導の成績評価基準を検討し、教務委員会での審議を経て、教授会で承認する。

以下の【その他】の対応措置について、1と2については、教務委員会が検討・立案・提案し、教務委員会で審議・決定する。期間は2026(R8)年4月～2027(R9)年3月までとする。また、3と4については、教務委員会と各学科が検討・立案・提案し、教務委員会で審議・決定する。期間は2026(R8)年4月～2027(R9)年3月までとする。

【その他】

1. 学生による授業評価アンケート結果の運用について再検討し、より適切にアンケート結果を公開する方法を検討し、教員の授業改善を支援する体制と具体的な方法を明示する必要がある。
2. 教員向けの授業実施に関する運用規定を再検討する。例えば、授業開始30分までに学生が教室にいない場合の対応など明文化し、教学マネジメントの改善に取り組む。
3. 「清瀬市内大学合同プログラム(多職種連携)」の安定的実施体制の確立を目指して、かつ教員の創意工夫を授業に反映できるように学内での実施体制を再構築する。
4. 新入生の学力向上と関係形成を目的とした「入学前セミナー」の実施回数及び実施内容を検討し、実施目的と実施方法との整合性をはかり、入学前セミナーの質の向上に取り組む。

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2024（R6）年度報告書では、対応措置として①奨学金等の柔軟な対応に関する学内体制の更なる充実、②学内設備及び学生寮設備の充実・更新、の2点を挙げていた。これらについて、以下のとおり対応した。 1. 高等教育修学支援新制度において、新たに第IV区分（多子世帯）及び多子世帯（区分無関係）が追加されたことを踏まえ、対象となりうる学生への周知及び申請支援を行った。その結果、合計162人（前年度103人）が採用され、文部科学省より所要の授業料等減免費交付金が交付された。また、学内に設けた相談窓口「Cién Café スイッチ」にWeb予約システムを導入し、奨学金・経済的支援を含む各種相談に随時応じる体制を整え、必要な学生が支援に確実につながるよう努めた。 2. 学修環境については、ネットワーク環境の整備が進み、在学生アンケート・卒業時アンケートのいずれにおいても無線LAN（Wi-Fi）環境や図書館に対する評価が高かった。一方で、施設・学生寮の老朽化や空調設備に関する指摘は引き続き見られた。施設・設備（基準4-1）の整備・修繕は総務部総務課の所管であり、学生委員会としては学生の声を継続的に把握・共有し、関係部局と連携して可能なものから改善を図ることとした。
②優れた成果が認められた事項	第38回社会福祉士国家試験において、本学学生（新卒）の合格率が84.8%（合格者123名）となり、前年度の69.6%から大きく向上し、全国平均60.7%を大きく上回った。あわせて、精神保健福祉士国家試験は100%（合格者16名）、介護福祉士国家試験は

②優れた成果が認められた事項	100%（合格者 12 名）の合格率となり、いずれも高い成果を上げた。
③改善を要する事項	1. サークル活動・ボランティア活動の参加が縮小傾向にあり、新規入部者の減少や活動継続が困難な団体への支援が課題である。 2. 学生相談（学生相談室・キャンパスソーシャルワーカー等）の体制及び対応の質について、卒業生から改善を求める声の一部ではあるが確認された。相談体制の充実と利用しやすい環境づくりを進める必要がある。 3. 施設（運動場・体育館・講義演習室等）及び ICT 環境（コンセンートの増設、Web ポータルの操作性等）に関する不満が一定数見られ、関係部局と連携した改善が課題である。 4. 経済的に厳しい状況にある学生が引き続き見受けられるため、経済的支援の周知と継続的な充実が課題である。
④特記事項	【基準 4－1】 1. 学内相談窓口「Cién Café スイッチ」の Web 予約システムを継続運用し、就職相談やグループ学習のためのコース教室利用を気軽に行えるようにするなど、窓口業務の効率化と学生の利便性向上に努めた。 2. 在学生アンケート及び卒業時アンケートのいずれにおいても、附属図書館（自習室を含む）及び無線 LAN（Wi-Fi）環境に対する評価は高かった。一方、施設（運動場・体育館・講義演習室等）、空調の運用や室温、施設・学生寮の老朽化、ICT 環境（コンセンートの不足、Web ポータルの操作性等）については改善を求める意見が見られた。 【基準 4－2】 1. 就職支援については、各種就職ガイダンス・法人合同説明会・模擬面接等を実施するとともに、卒業生のメッセージ「VOICE #. 活躍する卒業生に会いに行こう！」（計 15 回）を Web ポータルで配信するなど、就職にまつわる不安の払拭に努めた。その結果、2026(令和 8)年 3 月末時点で就職希望者の 97.2%(前年度 97.8%)の内定率（内定者のうち約 9 割が福祉関連分野へ就職）を達成し、公務員には 55 人（前年度 36 人）が内定した。

④特記事項	2. 社会福祉士等国家試験対策については、模擬試験や各種対策講座を実施するとともに、グループで学び支え合うための環境整備や「国家試験対策委員会」による情報発信等を通じて、各自に合った効果的な学習方法の獲得を支援した（合格状況は②参照）。 3. 高等教育修学支援新制度については、新たに第Ⅳ区分（多子世帯）等が追加されたことを受けて周知・申請支援を行い、合計 162 人（前年度 103 人）が採用された。 4. メンタルヘルスに関する学生相談に対応するため、専門相談員によるケースカンファレンス（計 6 回）やスーパービジョン（計 5 回）を実施したほか、要緊急対応事例の要因分析と対応に着手した。 5. 障害学生支援については、「日本社会事業大学障害学生支援に関する基本方針（規則）」に基づき、障害学生支援室を中心に合理的配慮を実施するとともに、教職員向け・要支援学生向けの「手引き」を随時更新した。 6. 4 月のオリエンテーションフェスティバル（2 日間）では、学長基調講演や保健講話、外部講師による講演、国立ハンセン病資料館の見学、学生自治会・サークル協議会による全学年交流会等を実施した。出席率は約 96%、参加者アンケートでは 98.3%が「有意義だった」と回答した。 7. ボランティアセンターを中心に、新入生向けサークル説明会、自治会・サークル協議会への支援、社大祭の運営支援、地域連携プログラム等を実施した（公認サークル 41 組）。一方、ボランティアセンターの利用人数（520 名、前年度 626 名）や取扱い募集件数は減少し、ボランティア系サークルの新規入部者の減少傾向や 4 団体の活動終了が見られた。 8. 東京都住宅供給公社等との協定に基づき、久留米下里住宅及び清瀬野塩アパートに学生 9 名（学部生 7 名・大学院生 2 名）が入居し、団地の自治会活動・地域交流活動に参加した。 【2025（令和 7）年度 在学生アンケート及び卒業時学生アンケートの結果】 1. 在学生アンケート（対象 465 名、回答 101 件、回答率 21.7%）
--------------	---

④特記事項	及び卒業時アンケート（対象 148 名、回答 18 件、回答率 12.1%）を実施した。 2. 現在の生活や本学への満足度は 8～9 割と高く、卒業生では「日本社会事業大学に入って良かった」との回答が 100%、就職支援が「役に立った」との回答が 83.4%であった。経済的支援及び附属図書館への満足度も、在学生・卒業生ともに 9 割を超えた。 3. 一方、サークル活動への参加率は 35.6%（前年度 66.3%）に低下し、施設及び ICT 環境については卒業生の「やや不満」がそれぞれ 44.4%にのぼった。また、奨学金貸与者の返済への不安や「誰にも相談しない」学生（13.9%）の存在、学生相談の体制・対応の質について改善を求める声が見られた。 4. 回答率が高くなく、満足度の高い学生が回答するバイアスに留意する必要があるものの、（1）サークル・ボランティア活動の縮小、（2）施設・ICT 環境への不満、（3）学生相談の体制・対応の質、（4）経済的に厳しい学生への継続的支援、が課題として確認された。
2 対応措置 （誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する）	
1. 学生相談体制の充実を図る。学生委員会・学生支援課が中心となり、専門相談員・キャンパスソーシャルワーカーの体制及び連携のあり方を検討し、学生が利用しやすい相談環境を整える。加えて、実習教育やアカデミック・プランニング、ゼミにおける指導などとの有機的な連携と強化を図る。 2. 経済的支援の充実を図る。高等教育修学支援新制度や本学独自の各種奨学金について周知と申請前の事前教育を充実し、必要な学生が確実に支援につながるよう継続して対応する。 3. 学内設備・ICT 環境・学生寮の充実・更新を図る。学生の声を踏まえ、総務部・情報化戦略推進委員会等の関係部局と共有し、必要な予算措置を検討のうえ、可能な部分から順次充実を図る。 4. サークル・ボランティア活動の更なる活性化を図る。ボランティアセンター・学生委員会・学生自治会・サークル協議会が連携し、新入生向けの働きかけや活動継続が困難な団体からの相談を受けるなど、対応を強化する。	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【学部事項】						
2024(R 6).4- 2025(R 7).2	2025(R7)年度入試より実施して いる推薦型選抜（指定校推薦） の指定校の見直し	第2回学部教授会議事録	指定校推薦実施の二年目を 迎え、指定を 264 校から 2013 校に大幅に拡大し、重点指定 校も 69 校から 72 校に拡大す る。	入試・広報WG 入試委員会 入試広報課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準5-3
2025(R 7).11・ 12 2026(R	今後のカリキュラム改革を見据 えて3ポリシー、特にカリキュラ ムポリシーについて継続的に検 討する。	第9回学部教授会議事録 第11回学部教授会議事録 第16回学部教授会議事録	FD協議会において、3ポリシ ーの見直しを行い、特にカリ キュラムポリシーについて 検討した。新カリキュラムの	FD協議会 FD委員会 教務委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他	基準6

8).3			基本となる DP と CP の策定に取り組み、DP を具体化した。		()	
2025(R 7).7	複数教員で担当している演習、実習指導等の同一科目について、成績評価基準を作成する。	第 7 回社会福祉士実習教育センター運営委員会議事録	社会福祉士実習教育センター運営委員会を中心に、演習、実習指導の成績評価基準を検討した。①ねらい（到達目標）、②内容、③成績評価方法と評価の基準をシラバスに反映させるために、協議、検討した。しかし、教授会で確認するまでには至っていない。	社会福祉士実習教育センター運営委員会 教務委員会	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6
2026(R 8).3	教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を検討する。	第 16 回学部教授会議事録	FD 協議会において、教養科目に対する学習意欲の喚起に向けての方策を取り上げた。多様な学生が学んでいることを考慮して学生の学習意欲を喚起する魅力的な教養教育科目について検討した。	FD 協議会 FD 委員会 教養教育委員会 教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6
2026(R 8).3	卒業生の就職先から意見聴取を行う。	調査報告書 卒業生の勤務先に対するインタビュー調査	卒業生の就職先の職員等から意見聴取を行った。近年、卒業生を多く採用している 4 法人を対象とした。意見聴取	教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他	基準 6

			の内容は、就職時に必要な知識や技術を習得していたか、就職後に必要な知識や技術の習得をしているかであった。基礎能力の高さ、高い倫理観と使命感、向上心、将来の中核的人材の素養ある学生として採用時に安心感があるとの意見であった。		()	
2025(R 7).7 2026(R 8).3	学生支援の強化について	第4回学生委員会（議事録） 第3回障害学生支援室運営委員会（議事録）	合理的配慮に関するガイドブック等による教職員及び学内関係者へ周知する対応計画については、障害学生支援マニュアル（ガイド）案の作成を検討	学生委員会 学生支援課 障害学生支援室運営委員会 障害学生支援室	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準4-2

Ⅱ 社会福祉学研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】 学生受入方針が明確に定められていること ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】学生の受入が適切に実施されていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 留学生の受け入れ(①)については、入学試験制度や研究生受け入れ制度等を含めた検討を行った。志願者・合格者・入学者については昨年度とほぼ同程度であったが、研究生の受け入れは3名から6名に増えた。なお、留学生をはじめとして、学部の授業をより聴講しやすくするための仕組みについて整理した。 また、学内推薦(②)については、さらなる入学者数増の方策として、博士後期課程への推薦枠を修了予定者のみでなく、修了年度を問わず、本学の博士前期課程の修了者全員に拡大する方向で検討した。
②優れた成果が認められた事項	1. 博士後期課程の入学者数がさらに増加し、数年ぶりに定員(5名)を満たした。 2. 昨年度と比べ、研究生の受け入れ人数が倍増した(3名から6名)。
③改善を要する事項	【基準5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること 引き続き入学定員の充足率の改善を目指す。
④特記事項	【分析項目5-3-1】 1. 2021(R3)年度に大学院研究科委員会において決定した相談会から入学試験に至るまでのフォローアップの仕組みを、2023(R5)年度の相談会においても継続して実施し、適切に参加者に希望教員を紹介し入学試験につなげるよう組織的体制を強化した。特に、2024(R6)年度は既に希望する指導教員が決まっている相談者に対して、相談会の場で指導教員とマッチングさせる取り組みを行い、2025(R7)年度も継続した。 2. 入学試験説明会及び個別相談会について、受験希望者が参加しやすいように、2025(R7)年度も全ての開催回についてオンライン形式で実施した。 3. 広報活動の一環として、専門職能団体誌(日本社会福祉士会)に大学院案内を掲載した。

④特記事項	4. 大学院研究科委員会において、2025 (R7) 年度の説明会や入学試験時の学生アンケート調査結果の分析を通して、個別相談会や広報活動に関する評価を行い、2027 (R9) 年度の学生確保に向けて検討した。 5. 学部からの大学院入学の促進に向けて、入試課と広報・高大連携室において、3、4年生向けの学部オリエンテーション時に大学院入学案内パンフレットを配布し、情報提供、動機付けを図った。同時に、大学院研究科委員会において、学部ゼミ担当教員に学生への広報強化を依頼した。 6. 大学院進学に関心のある者を中心に、大学院生の各種発表会への学部生の参加を認め、促した。 7. 2025 (R7) 年度の入学試験より、博士前期課程入学試験において留学生入学、博士後期課程入学試験において学内推薦入学の入学試験区分を設け、引き続き実施した。 以上のような取り組みの結果、2026 (R8) 年度は前期課程 5 名、後期課程 5 名の入学者を迎えることができた。また、先述の件も含め、6 名の研究生を受け入れることとなった。なお、博士前期課程及び後期課程の学内推薦入学では各 2 名の学生を受け入れることができた。 ただし、博士前期課程では依然として定員を満たしていない水準となっているため、今後も改善が必要である。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
入学定員の充足率の改善に向けて、1. ～5. の措置を講じる。 1. 博士後期課程への推薦枠を修了予定者のみでなく、修了年度を問わず、本学の博士前期課程の修了者全員に拡大して実行する。 2. 上記1については、同窓会との連携も含め、宣伝活動の展開を検討する。 3. 各種紙媒体に加え、SNS 等を活用した大学院に関する広報活動を強化する。 4. 研究生の受験促進について検討する。 5. 留学生の入学をさらに促すために、博士後期課程の入学試験においては、試験科目「小論文」の設問文と同様に、試験科目「英語」の設問文も英語で併記する。	

Ⅱ 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6-1】 学位授与方針が具体的かつ明確であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-2】 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-3】 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること ■ 当該基準を満たす 【基準6-4】 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-5】 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす 【基準6-6】 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 大学院の時間割、授業の方法及び内容【基準6-4】 本年度第4回研究科委員会(7月10日)のFD事項で「次年度以降のカリキュラム等について」が取り上げられ、主に博士前期課程の学生の授業負担の程度について意見交換がなされた。 関連して、研究大学院の学生が学部科目を聴講する際の手続きが整備され、第14回研究科委員会(3月9日)で議決された。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	1. 大学院の時間割、授業の方法及び内容【基準6-4】
④特記事項	学期末の学生による授業評価と年度末の修了予定者アンケートを実施しており、2025年度の結果は2026年度第1回研究科委員会で共有されている。授業評価については、学生の評価に対する教員からのリプライも同時に共有している。これ以外に2025年度は、9月の研究計画発表会の後に教員と学生との意見交換会を実施した。さらに、2025

④特記事項	年度は研究科修了生からの意見聴取(計 10 名)を実施し、その結果は 2026 年度第 5 回研究科委員会で共有された。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
1. 大学院の時間割, 授業の方法及び内容【基準6-4】 (1) 大学院時間割については、在学生の意見も踏まえながら、検討を進めていく。また、現在の開講科目を担当できる教員の補充も進めていくとともに、教員の専門領域に対応した開講科目の設定も検討していく。 (2) 学部科目の聴講や専門職大学院の科目の聴講、社会福祉学専攻課程協議会加盟の他大学院の聴講について、幅広い学習機会を提供する観点から、現状を把握し、課題を明らかにする。 (3) 授業の方法及び内容について、研究科委員会の FD 事項として、引き続き検討する。	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 2024(R6)年度報告書では、対応措置として①PC やプリンターなどの設備及び ICT 環境の整備、②空調についての苦情への対応、③留学生に対する支援、の3点を挙げていた。これらについて、以下のとおり対応した。 1. ICT 環境については、院生研究室及び情報計画実習室(C 棟 4 階 PC 室)等の PC・プリンターが適切に動作するよう状況を確認するとともに、統計解析等に必要なソフトウェアについて、大学の PC を使用せずとも個人のパソコンで利用できる学生向けソフトウェア(JMP Education 版等)の案内を継続した。在学生・修了予定者アンケートでは、情報計画実習室(とても満足 33.3%・やや満足 66.7%)及び附属図書館(自習室含む。とても満足 50.0%・やや満足 50.0%)の満足度がいずれも高かった一方、「使えないパソコン・プリンターがある」との指摘も一部見られたため、引き続き機材の点検・更新に努める。 ・院生講義室1及び2(院生が使用するメインの教室)にインタラクティブホワイトボード(プロジェクター、ホワイトボード、デジタルサイネージ、コンピュータ、マイク、オーディオ、高精細カメラ等が統合されている)(MAXHUB シリーズ)を導入した。これにより、プロジェクター接続の不具合が解消され、zoom 等同時双方向コミュニケーションツールの利便性が向上した。 ・情報計画実習室のプリンターを 1 台更新した(RICOH 6530M)。不具合が生じた際に保守対応ありのモデルとした。

①基準を満たしているか否か	2. 空調については、集中冷暖房であり制約はあるものの、設定された期間以外についても気温に応じて使用できるよう柔軟な運用に努めた。もっとも、在学生・修了予定者アンケートでは、時間外(夜間等)に院生研究室やパソコン室を利用する際に冬は暖房が切れて寒く、夏は冷房がつかず暑いとの指摘が引き続き見られ、時間外利用時の空調が課題として残った。 3. 留学生に対する支援については、在留期間や生活状況等を確認し、教務課・研究科が連携して相談に応じる体制を検討課題とした。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	・院生研究室及び情報計画実習室(C棟4階PC室)等における時間外利用時の空調について、引き続き対応が課題である。 ・一部のPC・プリンターの不具合や、ICT環境(Webポータル・Zoom等)に対する満足度が二極化している点について、改善が課題である。 ・経済的支援について、他大学と比較してRA・学内給費等の給付制度の充実を望む声が見られ、検討が課題である。 ・奨学金申請に関する手続きや学生支援課の相談対応について、負担軽減・迅速化を求める声が見られ、改善が課題である。
④特記事項	【2025(R7)年度 研究大学院在学生・修了予定者アンケート結果(学生支援事項)】 ・対象:在学生・修了予定者 34名、回答:6件(回答率 17.6%、実施期間 2026(R7)年 2月 20日～3月 13日)と、回答が少なかった。効果的な周知についての検討が求められる。現在の大学の状況に肯定的な学生からの回答が多いといったバイアスが予想され、引き続き学生のニーズを把握しながら対応を進める必要がある。 ・「本学はあなたのイメージしたものと適合していた」との問いに、「大いに当てはまる」「少し当てはまる」が合わせて 100%であった。また、「大学院での教育は今後のキャリア形成に役立つ」とする回答も合わせて 83.3%にのぼり、研究で学んだ知識を実践者として活用できる学びとなったとの自由記述が見られた。 ・本学で紹介している経済的支援については、「とても満足」「やや満足」が合わせて 83.3%であった。一方、RA(リサーチ・アシスタント)や学内給費等、上乗せして給付を受けられる制度の充実を望む自由記述も見られた。

④特記事項	・施設・学修環境については、附属図書館(自習室を含む)及び情報計画実習室(C棟4階PC室)の満足度がいずれも100%、講義・演習室が83.3%、院生研究室が83.3%と、おおむね高い満足度であった。 ・ICT環境(Webポータル・Zoom等)については、「とても満足」が50.0%を占める一方、「やや不満」も50.0%となり、評価が二極化した。 ・時間外(夜間等)に院生研究室やパソコン室を利用する際の空調について、時間外利用の際も含めて適切な温度に保って欲しいという要望が複数見られた。 ・学生生活について相談できる人としては、院生(83.3%)・教員(66.7%)が中心であった。学生相談の利用は半数(50.0%)で、利用者の評価は概ね肯定的であったが、一部に改善を求める回答も見られた。 【障害学生支援】 ・全学的な「日本社会事業大学障害学生支援に関する基本方針(規則)」に基づき「日本社会事業大学障害学生支援室」を中心に、大学院においても情報保障を含む合理的配慮を実施する体制を継続した。 【在学生・修了予定者アンケートからの課題】 ・回答数が6件と限られており、解釈には留意が必要であるが、本学への適合度・満足度や経済的支援・施設に対する評価は総じて高かった。 ・他方で、①時間外利用時を含む空調、②一部のPC・プリンターの不具合及びICT環境の満足度の二極化、③経済的支援(給付制度)の充実、④奨学金申請等に関する学生支援課の対応、が課題として確認された。
--------------	--

2 対応措置

(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)

1. ICT 環境の整備を図る。院生研究室・情報計画実習室(C 棟 4 階 PC 室)等の PC・プリンターについて、研究科・教務課が定期的な動作確認と不具合機の更新を行うとともに、個人のパソコンで利用できる学生向けソフトウェアの案内を継続する。
2. 空調の運用を改善する。集中冷暖房の制約はあるものの、気温に応じた柔軟な運用を継続するとともに、時間外(夜間等)利用時の空調について、研究科が学生の声に関係部局(総務部・情報化戦略推進委員会等)と共有し、対応の可能性を検討する。
3. 経済的支援・奨学金対応の充実を図る。RA・学内給費等を含む経済的支援制度の周知を行うとともに、奨学金申請手続きの負担軽減と分かりやすい案内、学生支援課における相談対応の充実について、研究科・学生支援課が連携して検討する。
4. 留学生支援を継続する。留学生の在留期間や生活状況等を確認し、教務課・研究科が連携して支援できる体制について、検討を継続する。

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【社会福祉学研究科事項】						
2022 (R4) . 6	大学院社会福祉学研究 科博士前期課程におい て実入学者数が入学定 員に対して適正な数と なっていないことにつ いての対応	大学機関別認証評価自己評価書 (2022 (R4) 年 6 月)	入学定員の充足率改善に向けて、以 下の措置を講じる。 ・相談会から入試に至るまでのフォ ローアップを実施する。 ・入学試験説明会及び個別相談会に ついてオンライン形式により実施す る。 ・SNS 等による広報活動を強化する。 ・広報活動として、専門職能団体誌 に大学院案内を掲載する。	大学院社会福祉学研究 科委員会 大学院入試管理委員会 入試課 広報・高大連携室	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 5 - 3
2023 (R5) . 4		2023 (R5) 年度事業計画 (2023 (R5) 年 4 月)				
2023 (R5) . 10		2022 (R4) 年度自己点検・評価報告 書 (2023 (R5) 年 10 月)				
2024 (R6) . 10		2023 (R5) 年度自己点検・評価報告 書 (2024 (R6) 年 10 月)				
2025 (R7) . 10		2024 (R6) 年度自己点検・評価報告 書 (2025 (R7) 年 10 月)				

別紙様式 2 - 3 - 1

日本社会事業大学

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
		2025 (R7) 年度第 14 回研究科委員 会議事録	・ 博士後期課程の推薦枠を拡大し、 広報する。 ・ 博士後期課程の試験科目「英語」 の設問文を英語併記し、留学生の入 学を促す。 ・ 研究生の受け入れの強化、受験促 進について検討する。			

Ⅲ 福祉マネジメント研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準5-1】学生受入方針が明確に定められていること(専門職大学院認証評価:視点2-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準5-2】学生の受入が適切に実施されていること(専門職大学院認証評価:視点2-2、3、4、5、8に相当) ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 定員充足を目指し、2024(R6)年度に取組んだ広報活動の分析のうえ、指定法人の見直しや、教員動画の活用、修了生の協力を得た入試説明会での相談など、広報戦略の立て直しを図る。 (1)教育理念・教育目標にかなう社会福祉関係の2法人を指定法人として追加承認し、2名の受験者を対象に指定法人入試を行った。 (2)これまでの A4 仕上がり巻 3 つ折りリーフレットに加え、より、手に取ってもらいやすく、また発送も簡易となる A4 両面チラシを作成し、教員が個別に担った研修会や集会などでの周知のほか、関東圏都県社会福祉士会(東京、神奈川、埼玉、栃木、茨城)事務局の協力の元、全会員へ周知広報を図った。 (3) 通信教育科と連携しリカレント教育を重視した入学案内をチラシとして作成し、通信教育課程在籍者への広報活動を継続した。 (4) 厚生労働省委託オンライン/オンデマンド総合研修の特別講座を専門職大学院の教員が担当することによって、研修を受講する公務員に対して専門職大学院の教育の周知を図った。 (5) 入学予備軍と修了生・教員が直接出会える場を創設し、専門職大学院の意義を伝達した(学内学会で修了後の活動を報告する分科会の開催)。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	【基準5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること(専門職大学院認証評価:視点2-6、7に相当) 1. 定員充足を目指し、地方の入学予備軍への周知を積極的に行う。

④特記事項	出願書類「実務経験証明書」(本学所定様式)について、出願時に実務経験機関からの証明が得られない場合に、勤務先所定の在職証明書等を代わりに提出することを決定し、実施した。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
1. 定員充足を目指し、地方の入学予備軍への周知を積極的に行う。 (1) 定員充足を目指し、地方の県社会福祉士会・精神保健福祉士会など職域団体を通じて、リーフレットの発信などを積極的に行う。 (2) フェイスブックに加えて、インスタグラムによる情報発信を開始し、幅広く本学の周知を図ることによって、職域団体等に参加して欲しい人たちの入学を目指す。7月には学内の議決を済ませて運用を目指す。 (3) 2025 (R7) 年度の入試管理委員会で、追加募集をする際の告知を含めたスケジュールについて確認し、適正在籍院生数との乖離を回避する。	

Ⅱ 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準6-1】学位授与方針が具体的かつ明確であること(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-2】教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-3】教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること(専門職大学院認証評価:視点3-2, 3, 4に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-4】学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること(専門職大学院認証評価:視点3-5, 6, 7, 8, 9, 11, 13に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-5】学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(専門職大学院認証評価:視点3-8, 9, 11, 14に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-6】教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること(専門職大学院認証評価:視点3-15に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-7】大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること(専門職大学院認証評価:視点3-17に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準6-8】大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(専門職大学院認証評価:視点3-16、視点4-2に相当) ■ 当該基準を満たす

①基準を満たしているか否か	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 教員の退職と採用に伴う一部休講科目について早期に開講を図る必要がある → 2025(R7)年度中に協議し、2026(R8)年度より再開することが決定された。 2. 新規採用教員2名に対して、授業方法、成績評価、ゼミ運営などについて共有を図る必要がある → 新規採用教員に他教員の授業への参加、合同ゼミの実施を行うとともに、FD を複数回実施し、平準化を図った。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	1. 202(R8)6 年度から行われるゼミや授業のオンライン推進について院生の評価を確認する必要がある。 2. カリキュラム改革について協議を開始する必要がある。
④特記事項	仕事と学びの両立ならびに遠隔地からの院生確保を念頭に、2026(R8)年度よりオンラインによる講義やゼミを増やすことが決定された。具体的には、演習について金曜日は全面オンライン、土曜日の一部授業をオンライン、土曜日の一部ゼミをオンラインとすることとなった。あわせて、平日夜の授業の開始時間を 10 分早め、22 時終了とすることとなった。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
1. 2026(R8)年度から行われるゼミや授業のオンライン推進について院生の評価を確認する必要がある 2026(R8)年度夏前の意見交換会、各ゼミにおいて院生の意見を収集し、2026(R8)年度秋には行われる次年度実施体制の議論に反映させる。あわせて、2027(R9)年 3 月の修了前後に行うアンケート調査で定量データを収集する。 2. カリキュラム改革について協議を開始する必要がある 2026(R8)年度下期から運営委員会で議論を開始し、2027(R9)年度中に研究科委員会で議決し、2028(R10)年度の授業から反映させる。若者支援、司法福祉、包括的支援体制などの必要性が意見として出ている状況である。	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(専門職大学院認証評価:視点7-1~4に相当) ■ 当該基準を満たす 【基準4-2】学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること(専門職大学院認証評価:視点5-1~12に相当) ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 文京校舎における授業のための機器、院生の自己学習のためのPC、プリンターなどが円滑に利用できるようにする。 ・PC のアップロード、頻回に利用する教室及びラウンジの PC 本体の入れ替え、ドッキングステーションの導入など、院生が利用しやすい環境整備を図った。 2. 支援を要する院生に対し、ゼミ担当教員だけでなく、チームで対応する。 ・全教員出席の会議等の機会を活かし、配慮を必要とする院生の状況だけでなく、懸念事項を予め共有し予防対応を図った。また、内容に応じ学生支援課や教務課等も交え対応策を検討した。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	オンライン授業、オンラインゼミの増加に際し、ウェブ会議システム(ZOOM)の使用レクチャーなどを行う。
④特記事項	特になし
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	

1. オンライン授業、オンラインゼミの増加に際し、ウェブ会議システム(ZOOM)の使用レクチャーなどを行う。
 - ・教員が新年度オリエンテーション等の機会を使い、ウェブ会議システム等の使い方をレクチャー(サポート)する。

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。
- ※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【福祉マネジメント研究科（専門職大学院）事項】						
2019(H31).4	働きながら学びやすい環境づくりの推進について	2019(H31)年度事業計画 2020(R2)年度事業計画 教育課程連携協議会(2021(R3)年3月) 2020(R2)年度学生意見交換会記録 2021(R3)年度学生意見交換会記録 2022(R4)年度学生意見交換会記録 2023(R5)年度学生意見交換会記録 2024(R6)年度学生意見交換会記録 2025(R7)年度学生意見交換会記録	2020(R2)年7月に学則改正を行い、恒久的に双方向型メディア等を活用した働きながら学びやすい環境づくりを推進した。 2025(R7)年度も継続して細部の検討を行う。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
2020(R2).4	入学者確保に向けて	2020(R2)年度事業計画 2021(R3)年度事業計画 2022(R4)年度事業計画 2023(R5)年度事業計画 2024(R6)年度事業計画 専門職大学院研究科委員会議事録(2024(R6)年度) 2025(R7)年度事業計画 専門職大学院研究科委員会議事録	2020(R2)年8月以降、入試HP、動画媒体、SNS活用、FB広告など入試広報を抜本的に見直し、継続的に改善を図っている。 2024(R6)年度よりリカレント教育を重視する意味で通信教育科と連携して広報活動を展開。また2024(R6)年度は適正な	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 5 基準 5－3

		(2025 (R7) 年度)	入学者数確保のため追加募集を実施したが、定員の 70% を割り、2025 (R7) 年度は広報戦略の見直しを図った。			
2020 (R2). 4	教育カリキュラムについて	2020 (R2) 年度事業計画 2021 (R3) 年度事業計画 教育課程連携協議会 (2021 (R3) 年 7 月) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2024 (R6) 年度) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2025 (R7) 年度)	2021 (R3) 年度より、認定社会福祉士大学院ルートへの対応を行った。2022 (R4) 年度より、共生社会の実現を念頭としたカリキュラム改革を実施し、カリキュラム・ポリシーを改訂した。 2024 (R6) 年度の教員退職及び新規採用に伴い科目の調整を図り、2025 (R7) 年度もこれを進めた。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☒ 対応済 (一部) ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 3 基準 6 - 4
2022 (R4). 10	文京キャンパスについて	2022 (R4) 年度事業計画 専門職大学院認証評報告書 (2022 (R4) 年 10 月) 2021 (R3) 年度学生意見交換会記録 2022 (R4) 年度学生意見交換会記録 専門職大学院研究科委員会議事録 (2025 (R7) 年度)	文京キャンパスにおけるオンライン授業の機器準備体制、窓口業務の改善、サポートスタッフの配置、適切な PC の交換などの要望が教員および院生からあり、2023 (R5) 年 4 月よりサポートスタッフが配置された。8 月には PC 交換が行われた。2025 (R7) 年度に PC 交換、ドッキングステーションの設置など環境を整えた。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
2024 (R6). 4	教育課程連携協議会の委員変更	専門職大学院研究科委員会議事録 (2024 (R6) 年度) 教育課程連携協議会 (2024 (R6) 年 12 月) 教育課程連携協議会 (2025 (R7) 年 12 月)	教育課程連携協議会委員の本学非常勤講師就任に伴い、利益相反/ガバナンスの観点から、委員の変更を実施した。 2025 (R7) 年度、学外の委員が 1 名退任したため新規委員が就任した。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 3

2024(R6).7	支援を要する学生について	専門職大学院研究科委員会議事録 (2024(R6)年度) 専門職大学院研究科委員会議事録 (2025(R7)年度)	支援を要する学生が増えてきており、ゼミ担当教員だけでなく、チームで対応することとした。適宜情報共有し、関係部署もまじえて対応する。 2025(R7)年度以降も継続している。	専門職大学院研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4－2
------------	--------------	--	---	--------------	--	----------------

IV 施設設備等(共通)

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【附属図書館】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4-1】 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 1. 閉架書庫の完全整理 外国語書籍の登録や外国語雑誌の書庫内移設は順調に推移しているものの、依然未整理・未登録資料の情報登録・修正作業中である。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	1. 閉架書庫の整理及び区分 2. 子ども福祉図書館・学外者(館友登録者)の利用が低調
④特記事項	【分析項目4-1-4】 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること 【分析項目4-1-5】 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること 1. 特色(図書館間相互協力 ILL 他機関からの依頼件数が本学からの依頼より多い) NACSIS-ILL 接続機関(1,642 組織 2026(R8)年 3 月末現在)中 (1) 文献複写 1) 複写受付(他機関から本館に依頼):244 位(昨年度:262 位) 2) 複写依頼(本館から他機関に依頼):936 位(昨年度:1,053 位) (2) 図書資料貸借 1) 貸借受付(他機関から本館に依頼):131 位(昨年度:145 位) 2) 貸借依頼(本館から他機関に依頼):925 位(昨年度:1,080 位) 【分析項目4-1-8】 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動に効果的に利用されていること 1. 高大連携協定校生徒の夏季休暇期間の図書館利用許可:2025(R7)年度も継続して実施した。また、2026(R8)年度からは通年利用を許可するべく、体制整備を行った。 2. 地域貢献事業:2024(R6)年度は、市内中学校の 1 校 2 名の職業体験受け入れであったが、2025(R7)年度には、2 校 4 名の生徒を受け入れた。なお、受入許可数は市内中学校 2 校 5 名と特別支援学校 1 校 20 名としたが、先方の都合により、中学校 1 名及び特別支援学校

④特記事項	全員の参加辞退となった。 3. きよせ子ども居場所 MAP に子ども福祉図書館を新規登録し、地域住民への認知度向上を図った。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
改善を要する事項 1. 閉架書庫の整理・区分 (1)未整理・未登録資料に優先順位を付与し分類。 (2)未登録資料については、外部資金獲得の可能性や地域の特色化の可能性を残しつつ、書庫スペースや通路の安全の確保を優先に計画的に処分を進める。 2. 子ども福祉図書館・学外者(館友登録者)の利用が低調 (1)地域開放/地域貢献の方向性を検討。 (2)図書の閲覧場所から学生の居場所へ変化するニーズに対し、滞在型空間や地域連携を視野に特色化を研究。	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）【附属図書館】

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
2016(H28).4	資料の選定と除籍について明文化し、利便性をなるべく落とさず、しかし、蔵書スペースを確保する必要がある。	図書館-中期計画・事業計画 2019(H31)年 7 月進捗状況-運営委員会資料 2025(R7).10 第1回監事ヒアリング 2026(R8).3 第2回監事ヒアリング	管理・利用に関する諸規程の全面的に見直し、不要資料の選別・廃棄計画を策定した。 (2016(H28)年) 複本、公開資料の計画的廃棄を行い、図書資料については適正開架を終了した。 (2017(H29)年) 公開資料（雑誌）の整理を実施するための計画を策定した。 (2021(R3)年) 計画に従って資料の処分を行った。 (2022(R4)年) 処分計画がほぼ完了したことから、移設しスペースを有効	附属図書館	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☒ その他 (引き続き蔵書スペースの確保について検討する)	基準 4 - 1 - 5

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
			活用する段階に入った。 (2024(R6)年) 図書資産の再集計に着手した。 (2025 (R7) 年)			
2024(R6).2	地域住民(含む高校生、子ども福祉図書館利用者)の利用促進	2021(R3)～2023(R5) 年度 図書館入館者数の状況(図書館内部資料)	地域住民等の利用状況の把握することとした。 子ども福祉図書館の在り方や将来像の検討を始めた。(2024(R6)年) きよせ子ども居場所 MAP に子ども福祉図書館を新規登録し、近隣住民への認知度向上を図った。 高大連携校生徒の利用を促進する施策の検討を始めた。 (2025 (R7) 年)	附属図書館 広報・高大連携室	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	関連基準なし

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【総務部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4－1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす ◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 前年度に目標として掲げた2点は以下の通り対応を実施した。 ・図書館棟外壁及び屋上防水改修工事の実施 予定通り工事が実施され、大きな問題なく完了した。 ・中長期修繕計画を基にした整備の要望 中長期修繕計画を基に、照明や外灯のLED化、講堂棟吊物装置更新、空調機関連不具合箇所修繕等を国の施設整備で実施いただくため、令和9年度概算要求事項として要望した。 国の施設整備費のほか、以下の設備等整備に着手した。 [竹丘校舎] ・体育館自動ドア修繕工事 ・防災センター設備バッテリー交換 ・消防設備点検不具合箇所修繕 ・各棟設置冷水器の一部更新 ・駐車場アスファルト陥没箇所修繕 ・危険樹の剪定、伐採 ・教学B棟テニスコート側通用口修繕 ・ガス漏洩警報機更新 ・A101大講義室入口上部へのピクチャーレール等設置工事 ・介護実習棟エレベーター改修 ・Windows10PCの入れ替え ・無線LAN環境の増強(アクセスポイントの増設、移設、交換) ・学内案内板更新 ・中庭掲示板撤去 [文京校舎] ・低濃度PCB含有疑いコンデンサー更新 ・汚水槽内フロートスイッチ位置調整 ・ウォシュレットの交換 ・受水槽排水ポンプ更新工事 [松窓寮] ・女子寮303号室内床タイル貼替 ・消防設備点検不具合箇所修繕 [ゲストハウス] ・隣地越境樹木の剪定、伐採
	②優れた成果が認められた事項 特になし

③改善を要する事項	全般的な老朽化が進んでおり校舎・建物・設備全ての改善が急務である。とりわけ 2025(R7)年度は自動ドア・エレベーター等の経年劣化による不具合と危険樹木への対応が目立った。
④特記事項	1. 豊かな自然環境と福祉教育の専門性を活かした大学として、施設・設備の充実と地域に根差した特色化を積極的に進めている。また、個々のニーズを把握しすべての利用者の視点に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザインを全学的に推進している。 2. 竹丘キャンパスは、保健・医療・福祉の町である清瀬市に立地し武蔵野の面影が残るクヌギ、サクラ、ナラ、アカマツ等の樹木が保存され豊かな自然環境の中で、バリアフリーに対応した施設・設備を完備し社会福祉を専門的に学ぶ学習環境に適している。 3. かつて国民病と云われた結核に罹患しこの地で長期の療養生活を送った人々には著名な文学者も存在し、苦難を乗り越え療養に励んだ姿を史跡として保存するなど土地柄を活かした福祉教育の特色化を進めている。 4. 土地・建物の特徴として国有財産のため政府予算による改修工事が計画的に行われている。 5. 東京都住宅供給公社と「公社賃貸住宅及び周辺地域の活性化に係る連携・相互協力に関する協定」を締結し、通学にアクセスの良い「久留米下里住宅」で快適な学生生活を送りながら、高齢化傾向にある団地住民の方たちとの交流により地域共生社会に根差したコミュニティの創出や地域活性化を共にめざしている。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
2026(R8)年 3 月 25 日開催の第 6 回理事会及び 2026(R8)年 3 月 24 日開催の第 2 回評議員会において、2026(R8)年度事業計画として以下の施設整備等の実施計画を審議、決定した。 ・国の施設整備事業として厚生棟外壁改修工事及び経営委託費による事業として新教務システムの更新等を実施予定 ・2024(R6)年度に作成した「中長期修繕計画」に基づき、安全面で緊急性の高い施設・設備、劣化の著しい冷暖房施設、老朽化した教室設備、照明の LED 化、国際交流施設や学生寮の整備、ラーニングコモンズ等の整備について、重点的に国に要望	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【情報化戦略推進委員会】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準4－1】教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること ■ 当該基準を満たす
	◇「前年度報告書の『2 対応措置』」に対する当該年度の対応状況 前年度に目標として掲げた2点は以下の通り対応を実施した。 ・ITガバナンスの構築 情報システム運用基本方針及び情報セキュリティ運用基本規程の検討を進め、素案を作成した。 今後、情報化戦略推進委員会等で審議し、学校法人日本社会事業大学情報セキュリティ規程として施行予定 ・Wi-Fi 環境の強化 現行のレンタル機器を継続する方針に決定し、効率的な配線の組み換え、回線の増強、アクセスポイント数の増加により学生・教職員が同時に多数接続しても問題の無い環境を確立した。 ・福祉分野における AI への対応について 「未来ビジョン推進センター」では、生成 AI の台頭をはじめ、福祉分野における AI 等のデジタル技術に対応するための体制強化を行い、学内に提供するプログラム等の検討を図った。 ・入学前教育の実施 入学前教育の一環として総合型選抜及び学校推薦型選抜入試合格者に対して行ったハイブリッド方式による社大入学前セミナーには、79名の参加者があった。なお、欠席者に対しては YouTube 動画を配信した。 ・研究大学院の取り組み 大学院講義室に設置するプロジェクターに代えて、インタラクティブボードを導入するなどの最新機材を整備した。 ・専門職大学院の取り組み 実務者教育を柱とする専門職大学院として、「仕事との両立」を求める入学志望者からのニーズに積極的に応えるため、オンライン授業の拡大を目指して検討を進めた。その結果、次年度より平日授業においては完全オンライン授業を実現する方向で取り組むこととした。

①基準を満たしているか否か	・図書館の取り組み ICT 推進・図書館機能充実の一環として、3階コンピュータ室のパソコンを更新(30台)、大型モニター・ポータブルプロジェクター・充電スタンドを増設した。また、図書館総合展に職員を2名派遣し、最新の ICT 機器の情報収集や蔵書点検等の専門業務を取扱う業者と情報交換を行った。
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	ITガバナンスの構築及び今回更新対象とならなかった機器・LAN配線の一部については、次年度以降の検討課題として積み残した。
④特記事項	1. 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されている。 2. 聴覚障害のある学生全員の音声認識ソフト搭載のタブレットPCをそろえ、授業において常時使用することが出来る。また、高精度マイク(二口)やモニターを常備し、適宜貸与している。 3. 視覚障害のある学生の教材のデータ化に必要な機器(スキャナー、Win-Reader、また弱視用の拡大機等)を常備し、適宜使用している。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
2026(R8)年 3 月 25 日開催の第 6 回理事会及び 2026(R8)年 3 月 24 日開催の第1回評議員会において、2026(R8)年度事業計画として以下のICT化等の実施計画を審議、決定した。 ・福祉分野における AI への対応について 「未来ビジョン推進センター」では、生成 AI の台頭をはじめ、福祉分野における AI 等のデジタル技術に対応するための体制強化を行い、学内に提供するプログラム等の検討を図った。 ・入学前教育の実施 入学前教育の一環として総合型選抜及び学校推薦型選抜入試合格者に対して行ったハイブリッド方式による社大入学前セミナーには、79名の参加者があった。なお、欠席者に対しては YouTube 動画を配信した。 ・研究大学院での取り組み 大学院講義室に設置するプロジェクターに代えて、インタラクティブボードを導入するなどの最新機材を整備した。 ・専門職大学院での取り組み 実務者教育を柱とする専門職大学院として、「仕事との両立」を求める入学志望者からのニーズに積極的に対応するため、オンライン授業の拡大を目指して検討を進めた。その結果、次年度より平日授業においては完全オンライン授業を実現する方向で取り組むこととした。	

・図書館での取り組み

ICT 推進・図書館機能充実の一環として、3階コンピュータ室のパソコンを更新(30台)、大型モニター・ポータブルプロジェクター・充電スタンドを増設した。また、図書館総合展に職員を2名派遣し、最新の ICT 機器の情報収集や蔵書点検等の専門業務を取扱う業者と情報交換を行った。

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
2022 (R4).3	コンピューター室等の整備	2022 (R4) 年度卒業生等アンケート調査 2023 (R5) 年度事業計画	コンピューター室の機器更新計画を検討した。 デジタルコンテンツ（含卒論デジタル化）の拡充計画の策定に取り組んだ。(2022 (R4) 年～) 複数業者へ整備内容の提案依頼し、各種提案を受領した。 (2024 (R6) 年)	附属図書館 情報・施設管理室	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準 4 - 1 - 5

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
			コンピューター教室内の学生用 PC を更新し、大型モニター・プロジェクター・USB 電源を新規に配備した。 夜間閲覧室を含む閲覧スペースに通学学生が利用できる USB 電源等を設置した。(2025 (R7) 年)			
2024 (R6). 3	空調設備等の運用の工夫が求められる。	III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価	事前に冷暖房の供給を計画している期間に加え、温度によって柔軟に供給できるように運用を改善した。	総務部総務課	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他	基準 4 - 1
2025 (R7). 3	空調設備等の運用の工夫が求められる。	III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価	事前に冷暖房の供給を計画している期間に加え、温度によって柔軟に供給できるように運用している。	総務部情報・施設管理室	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他	基準 4 - 1

V 参 考 資 料

学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程

令和4年5月19日

規程第3号

(目 的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学学則第1条の2に基づき、本学における「内部質保証」（大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと）を実施するために必要な事項を定める。

(責任体制)

第2条 本学における内部質保証の実施を全体的に統括し、円滑に推進するため、学長を統括責任者とする。

2 統括責任者を補佐し、自己点検・評価等を適切に実施するため、別表のとおり各内部質保証の区分ごとに実施責任者を置くものとする。

(自己点検・評価検討委員会)

第3条 本学における内部質保証の実施に関する重要事項を審議するため、別に定めるところにより学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(自己点検・評価の実施方法等)

第4条 自己点検・評価の実施方法等については別途定める。

2 自己点検・評価結果については、統括責任者が一括して委員会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告と公表)

第5条 自己点検・評価結果については、委員会で審議のうえ、委員会より理事長に報告するものとし、理事長はその報告書の内容をホームページ等を通じて公表するものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 自己点検・評価結果については、常務理事会に報告し、中期計画の見直し、毎年度の事業計画の策定等に十分に活用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和４年５月１９日から施行する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会規程（令和４年１月１８日付制定）は廃止する。
- 3 この改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（別表）

Ⅰ. 学生受入に関する内部質保証の実施責任者

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長

Ⅱ. 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	共生社会デザイン学科 ソーシャルワーク学科	社会福祉学部長
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

Ⅲ. 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

区分		部局等	実施責任者
学生支援		社会福祉学部	社会福祉学部長
		社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
		福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部	事務局長
	ICT 環境	情報化戦略推進委員会	学長
	図書館	附属図書館	図書館長

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会細則

令和4年5月19日

細則第1号

(設置の目的)

第1条 学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程(以下「規程」という。)第3条に基づき、内部質保証に関する重要事項を審議するため、学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 社会福祉学研究科長
- (4) 福祉マネジメント(専門職大学院)研究科長
- (5) 社会事業研究所長
- (6) 附属図書館長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が指名する本学教員3名程度

(任期)

第3条 前条第8号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は第2条第1号の委員(学長)とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の基本方針の策定に関すること
- (2) 内部質保証の推進のための組織体制に関すること
- (3) 自己点検・評価の基本方針の策定に関すること

- (4) 自己点検・評価の実施に関する事
 - (5) 自己点検・評価結果のとりまとめに関する事
 - (6) 自己点検・評価結果に基づく改善指示に関する事
 - (7) 自己点検・評価結果の公表に関する事
 - (8) 自己点検・評価報告書の作成に関する事
 - (9) その他学長が必要と認める事項
- (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学長室において処理する。ただし、自己点検・評価の実施にかかるものについては、規程別表の区分等に応じて、当該部局が分担して行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、令和4年5月19日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領

令和4年5月19日
制定

この要領は、学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程第4条第1項に基づき、学生受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境に関する実施責任者及び担当各部署の自己点検・評価の実施方法等について定めるものである。

I. 学生受入に関する自己点検・評価

入学者受入れの実施状況について継続的な改善・向上を行うため、関係部局等において実施責任者のもと自己点検・評価を実施する。また、実施した自己点検・評価は学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「自己点検・評価検討委員会」という。）へ報告し、学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上のための活動を行う。

（1）学生受入に関する内部質保証の実施責任者

学生受入に関する内部質保証の実施責任者は以下のとおりとする。

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長

（2）自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が作成する大学機関別認証評価自己評価実施要項（自己点検・評価を実施する当該年度において最新年月の改訂版とする。以下「実施要項」という。）において定める「領域5 学生受入に関する基準」の分析項目のうち、5-1-1 から 5-3-1 について分析を行い、実施要項において定める基準のうち 5-1 から 5-3 について、大学機関別認証評価自己評価書（以下「自己評価書」という。）により自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	5－1	5－1－1
社会福祉学研究科	5－2	5－2－1、5－2－2
福祉マネジメント研究科	5－3	5－3－1

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、各部局の以下の委員会等が実施する。

区分	部局等	委員会等
社会福祉学部入試	社会福祉学部	入試委員会
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	入試管理委員会
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	入試管理委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

①学生受入に関する調査

(1) 聴取対象	学生
(2) 実施時期（頻度）	年1回程度
(3) 実施部局	学部入試委員会 社会福祉学研究科入試管理委員会 福祉マネジメント研究科入試管理委員会

②委員会等における学外有識者の意見（ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。）

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3) で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域2 内部質保証に関する基準」の自己評価書別紙様式2－3－1（以下「別紙様式2－3－1」という。）によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2－3－1を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

II. 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

本学の学生は、学部・研究科等の三つのポリシーに基づいて展開される体系的な教育課程のもとで学修することから、実施責任者は学修の基本単位となる教育課程について自己点検・評価を実施するとともに、学修成果の自己点検・評価を実施する。実施した自己点検・評価は、各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

教育課程・学修成果に関する自己点検・評価及び改善・向上活動の内部質保証の実施責任者は、つぎの表に示す当該自己点検・評価のとりまとめを行う各学部・研究科等の長とする。

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	共生社会デザイン学科 ソーシャルワーク学科	社会福祉学部長
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

(2) 自己点検・評価方法

自己点検・評価方法は、以下のとおりとする。

- ① 前項で定める教育課程ごとに、機構が作成する実施要項において定める「領域6 教育課程と学修成果に関する基準」の分析項目(6-1-1から6-8-5)

について分析を行い、その分析の結果を各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、実施要項において定める基準（6－1から6－8）について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかの自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

- ② 前項で定める教育課程ごとに、以下の事項について自己点検・評価を実施する。
- ア ディプロマポリシーが本学の目的に則して定められていること
 - イ カリキュラムポリシーが本学の目的及びディプロマポリシーと整合性をもって定められていること
 - ウ 学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

部局等	委員会等
社会福祉学部	教務委員会
社会福祉学研究科	運営委員会
福祉マネジメント研究科	運営委員会

(4) 本学関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者）及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める本学の関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者）及び学外有識者からの意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 授業評価調査

(1) 聴取対象	学生
(2) 実施時期（頻度）	各学期末まで、通年の場合は年度末までに実施
(3) 実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

② 卒業（修了）時の達成度調査

(1) 聴取対象	卒業（修了）時の学生
(2) 実施時期（頻度）	毎年卒業（修了）時
(3) 実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

③ 卒業生（修了生）の教育成果調査

（１）聴取対象	卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用主
（２）実施時期（頻度）	３～４年に１回
（３）実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

④委員会等における学外有識者の意見（ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。）

（５）自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、（３）で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域２ 内部質保証に関する基準」の別紙様式２－３－１によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

（６）自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式２－３－１を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和４年４月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第二期	令和５年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第三期	令和６年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第四期	令和７年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第五期	令和８年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第六期	令和９年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
第七期	令和１０年１０月末	自己評価書及び別紙様式２－３－１
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

Ⅲ．学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

本学学生の学修相談や助言、生活支援、進学・就職支援などの学生支援や、学修を行う施設・設備、ICT 環境、学術図書、文献調査等の学修環境の状況について継続的な

改善・向上を行うため、関係部局等において実施責任者が自己点検・評価を実施する。
また、実施した自己点検・評価は、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

学生支援・学修環境に関する内部質保証の責任者は以下のとおりとする。

区分		部局等	実施責任者
学生支援		社会福祉学部	社会福祉学部長
		社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
		福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部	事務局長
	I C T 環境	情報化戦略推進委員会	学長
	図書館	附属図書館	図書館長

(2) 自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、機構が作成する実施要項において定める「領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準」の分析項目のうち、4-1-1から4-2-5について分析を行い、実施要項において定める基準のうち4-1、4-2について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかにより自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
社会福祉学研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
福祉マネジメント研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
総務部	4-1	4-1-1、4-1-2、4-1-3
情報化戦略推進委員会	4-1	4-1-4
附属図書館	4-1	4-1-5、4-1-6

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

区分		部局等	委員会等
学生支援		社会福祉学部	学生委員会
		社会福祉学研究科	学生委員会
		福祉マネジメント研究科	学生委員会
学修環境	施設・設備	総務部	同左
	I C T 環境	情報化戦略推進委員会	同左
	図書館	附属図書館	図書館運営委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 学修環境、学生支援に関する調査

(1) 聴取対象	学生	
(2) 実施時期（頻度）	年 1 回程度	
(3) 実施部局	学生支援	学部学生委員会
	施設・設備	社会福祉学研究科学生委員会
	ICT 環境	福祉マネジメント研究科学生委員会
	図書館	(学生支援に関する調査内で実施)

②委員会等における学外有識者の意見（ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。）

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3) で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める別紙様式 2-3-1 によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため、次項で定める自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式 2-3-1 を報告することとする。報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和 4 年 4 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第二期	令和 5 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第三期	令和 6 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第四期	令和 7 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第五期	令和 8 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第六期	令和 9 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
第七期	令和 10 年 10 月末	自己評価書及び別紙様式 2－3－1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 4 年 5 月 19 日から適用する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領（令和 4 年 2 月 7 日付制定）は廃止する。
- 3 この改正実施要領は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。
- 4 この改正実施要領は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。
- 5 この改正実施要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会名簿

(2026(令和8)年4月1日)

横 山 彰	学長
菱 沼 幹 男	社会福祉学部長
木 村 容 子	社会福祉学研究科長
鶴 岡 浩 樹	福祉マネジメント研究科長
小 原 眞知子	社会事業研究所長
森 千 佐 子	図書館長
山 岸 仁	事務局長
宇 野 耕 司	教育研究調整主幹(教務担当)
有 村 大 士	教育研究調整主幹(学生支援担当)
内 田 宏 明	教育研究調整主幹(入試担当)

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会開催日

第1回	4 月 13 日
第2回	7 月 6 日
第3回	9 月 7 日
第4回	10 月 5 日